

電子マニフェスト利用の手引き

(目的)

- 1 この手引きは、電子マニフェストを利用して一般財団法人徳島県環境整備公社（以下「公社」という。）に搬入する際の取り扱いについて、必要な事項を定め、適切な運用を図ることを目的とする。

(利用業者)

- 2 排出事業者及び収集運搬業者（以下、「搬入者」という。）は、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営する電子マニフェストシステム（以下「JWNET」という。）に加入しているものとする。

(利用申請)

- 3 搬入者は、電子マニフェストによる搬入を利用する場合は、公社に電子マニフェスト利用申請書を提出するものとする。公社は、申請を認めた後、公社の電子マニフェストシステム加入者番号と公開確認番号を通知するものとする。

(受渡確認票)

- 4 搬入者は、公社に廃棄物を搬入する際、受渡確認票（JWNETから印刷したもの）を提出するものとする。

(廃棄物処分量)

- 5 廃棄物の「数量の確定者」は、「処分業者」とし、公社の計量器で計量した数量を情報公開センターに報告するものとする。

(その他)

- 6 その他、以下のことを遵守すること。
 - (1) JWNETのシステムメンテナンス、障害発生、又は不可抗力により、電子マニフェストシステムが利用できない場合は、電子マニフェストによる搬入を停止するものとし、その間は紙マニフェストによる搬入とする。
 - (2) 公社の電子マニフェストシステム加入番号及び公開確認番号を他社に漏らしてはならない。
 - (3) 誤入力等により、修正が必要な場合、修正に協力すること。